

議案第 6 8 号

あきる野市基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

特定目的基金について整理統合を図るため、規定を整備する必要がある。

あきる野市基金条例の一部を改正する条例

あきる野市基金条例（平成 7 年あきる野市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条、第 3 条、第 5 条関係）

名称	目的及び積立ての額	処分
あきる野市財政調整基金	<p>年度間の財政の調整を行い、市財政の健全な運営に資するため、次の金額を積み立てる。</p> <p>1 地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 1 項の規定に基づく金額</p> <p>2 法第 7 条第 1 項の規定に基づく金額</p> <p>3 その他市長が必要と認める金額</p>	<p>1 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。</p> <p>2 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。</p> <p>3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。</p> <p>4 その他市長が市財政の運営上特に必要と認めるとき。</p>
あきる野市減債基金	<p>市債の償還及び市債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資するため、市長が必要と認める金額を積み立てる。</p>	<p>1 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において市債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>2 償還期限の満了に伴う市債の償還額が他の年度に比して著しく多額となる年度において市債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>3 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>4 市債のうち地方税の減収補填又は財源対策のため発行を許可されたものの償還の財源に充てるとき。</p>
あきる野市保健福祉基金	<p>健康づくり、子育て支援その他の福祉施策を推進するため、市長が必要と認める金額を積み立てる。</p>	<p>健康づくり、子育て支援その他の福祉施策に関する経費の財源に充てるとき。</p>

あきる野市環境保全基金	生物多様性の保全、緑の保全、緑化の推進、郷土の恵みの森づくりその他の環境保全施策を推進するため、市長が必要と認める金額を積み立てる。	生物多様性の保全、緑の保全、緑化の推進、郷土の恵みの森づくりその他の環境保全施策に関する経費の財源に充てるとき。
あきる野市産業振興基金	観光その他の産業振興施策を推進するため、市長が必要と認める金額を積み立てる。	観光その他の産業振興施策に関する経費の財源に充てるとき。
あきる野市公共施設整備基金	公共施設の整備資金とするため、市長が必要と認める金額を積み立てる。	公共施設の整備に関する経費の財源に充てるとき。
あきる野市営住宅整備基金	市営住宅の整備資金とするため、市長が必要と認める金額を積み立てる。	市営住宅の整備に関する経費の財源に充てるとき。
あきる野市安心安全まちづくり基金	防災、防犯その他の安心安全なまちづくりの施策を推進するため、市長が必要と認める金額を積み立てる。	防災、防犯その他の安心安全なまちづくりの施策に関する経費の財源に充てるとき。
あきる野市教育文化基金	教育、文化、スポーツ等の施策を推進するため、市長が必要と認める金額を積み立てる。	教育、文化、スポーツ等の施策に関する経費の財源に充てるとき。
戸倉財産区基金	戸倉財産区の山林の維持管理資金とするため、市長が必要と認める金額を積み立てる。	1 経済事情の変動等により、造林のための経費が著しく不足する場合において当該不足額を補うための経費に充てるとき。 2 経済事情の変動等により、戸倉財産区特別会計歳入歳出予算に計上した経費が著しく不足する場合において、当該不足額を補うための経費に充てるとき。 3 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を補うための経費に充てるとき。

附 則

この条例は、平成29年3月31日から施行する。